

トレーニング

テキスト・カリキュラムに完全連動！ 各学習段階での理解を促進！

「トレーニング」はテキスト・カリキュラムに完全連動したアウトプット教材です。いきなり該当箇所の過去問を解いても、すべての範囲を学習しないと解けない問題もあります。このトレーニングは一問一答形式・記述式で各回の講義で学習した範囲で問題演習ができるので、各学習段階において理解度を確認し、無理なく知識を積み上げていくことができます。また、各回講義の重要な箇所を表などにまとめて掲載している「ポイントチェック」で知識の整理ができ、本試験形式の「ステップアップ問題」でさらに理解を深めることができます。基本テキストと合わせて活用することで、効果的に学習することができる復習用ツールです。



□□□ 1. 外国人は、法令又は条約に禁止又は制限されている場合を除き、日本国内においても権利能力が認められる。

□□□ 2. 意思能力のない者（意思することができない）

1. 外国人は、法令または条約の規定により禁止されている場合を除き、私権（権利能力）を享有する（民8第3項）。すなわち、原則として、外国人にも日本人と同等の権利能力が認められる（平等主義）。

2. × 意思無能力者のした行為は無効であり（大判明63.11）、取り消すことができる行為ではない。意思能力は、自己の行為の結果を判断する能力を欠いているので、そのような意思表示によって、その者自身を拘束すべきでなく、また、その者から意思表示を受けた相手方も拘束すべきではないからである。

第1回講義 ポイントチェック			
	チェック項目	解答	該当ページ
1	民法の基本原則（3つ）	① 所有権絶対の原則 ② 私的自治の原則 ③ 過失責任の原則	P13
2	権利能力の主体	① 自然人 ② 法人	P17
3	権利能力の始期	私権の享有（権利能力）は、出生に始まる（民8第11）。したがって、自然人は出生と同時に権利能力を取得する。	P17
4	胎児に権利能力が認められる場合（3つ）	① 不法行為に基づく損害賠償請求（民8第23） ② 相続（民8第24） ③ 遺贈（民8第25）	P18

ステップアップ問題（過去問【平成41】）

虚偽表示によって権利をとして仮に取得したとしても、最終的に権利を失うことになる。

内 虚偽の第三者であるCが絶対的・排他的に権利を取得する。転売者Dは虚偽表示によって善意でも有償に権利を取得する。

外 善意者が法的に権利を取得し、虚偽表示について善意の第三者は権利を取得しない。

結論 善意者が法的に権利を取得し、虚偽表示について善意の第三者は権利を取得しない。

一問一答形式で理解度を確認

問題は一問一答形式で掲載されています。解答・解説ページには該当する基本テキストのページが書かれているので該当ページを探すことなく、すぐに確認し復習することができます。不動産登記法・商業登記法では記述式に対応した基本問題を掲載し、早い時期から対策を行うことができます。

ポイントチェックで知識の確認

各回の講義で覚えておかなければならない知識をポイントチェックでまとめてあります。知識を効率良く身につけることができます。

ステップアップ問題で推論問題対策

推論問題で問われそうな知識を含む講義回にはステップアップ問題を掲載。本試験レベルの問題を通して、知識をさらにステップアップさせます。